

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 佐藤渡辺 大臣-第1720号	鎌田 修治	東京都港区南麻布 1-18-4	令和 7年 2月15日から 令和 7年 8月14日まで (6か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) 佐藤渡辺は、福島県石川町発注が発注した道路工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日(株) 佐藤渡辺の石川営業所長らが、福島地方検察庁郡山支部・郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、令和6年11月18日に、郡山簡易裁判所より略式命令がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が公訴を提起され略式命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2 第6号イに該当する。

なお、指名停止措置期間は6か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 6 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 イ 県外における建設工事等及び維持修繕業務等	6ヵ月以上24ヵ月以内